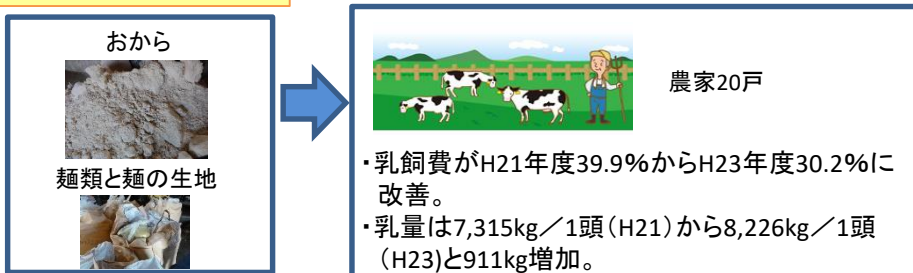


## エコフィード利用組合 EARTH (北海道野付郡別海町)

地域で発生する食品製造残さ(おから、やきそば、総菜)などを利用し、発酵TMRを生産。粗飼料、配合飼料と併せ、飼料自給率向上の取組を推進。

<b>原料</b>	食品製造残さ(おから、焼きそば、総菜)	<b>原料収集先</b>	食品製造工場4件(道内、道外)
<b>エコフィードタイプ</b>	発酵TMR	<b>飼養頭数</b>	搾乳牛2,000頭、育成牛2,000頭
<b>エコフィード製造量</b>	10,500トン/年		



## (株)松永牧場((株)メイプル牧場) (島根県益田市)

おから、焼酎粕、野菜屑、余剰食品(フルーツ)等の食品残さを自ら収集し、サイレージ飼料を給与。また、常駐している獣医師が、収集された残さの内容に合わせて生産性に留意した配合設計を行っている。

<b>原料</b>	おから、焼酎粕、ジュース絞り粕、野菜屑、余剰食品(フルーツ、そうめん)等	<b>原料収集先</b>	食品製造工場等(西日本)
<b>エコフィードタイプ</b>	サイレージ	<b>飼養頭数</b>	繁殖牛1,000頭 肥育牛7,800頭 搾乳牛1,300頭
<b>エコフィード給与量</b>	14,000トン/年		



## 小泉牧場 (東京都練馬区)

近隣の豆腐屋よりおからを自ら収集し、粗飼料やふすま等と混合し、給与している。また、生産された生乳をアイスクリームに加工し、「アイスマルク」として、直売店で販売。教育ファーム認定農場であり、地域への貢献度が高い。

<b>原料</b>	豆腐粕(おから)	<b>原料収集先</b>	豆腐屋(東京都、埼玉県)
<b>エコフィードタイプ</b>	混合利用	<b>飼養頭数</b>	搾乳牛35頭 育成牛12頭
<b>エコフィード給与量</b>	76.6トン/年		



## 磯沼ミルクファーム (東京都八王子市)

もやし粕など9種類の粕類を粗飼料・配合飼料と混合し、サイレージを製造。生産された生乳は、「みるくの黄金律」として販売。牧場体験(搾乳体験)など消費者との交流を重視し、酪農教育ファーム等地域と共生した都市近郊型の酪農経営を実現。

<b>原料</b>	もやし粕、ビール粕、味噌・醤油粕、ニンジン粕、酒粕、ゴボウ粕、フルーツ粕、みりん粕等	<b>原料収集先</b>	食品製造工場
<b>エコフィードタイプ</b>	サイレージ	<b>飼養頭数</b>	搾乳牛47頭 乾乳・育成牛38頭
<b>エコフィード給与量</b>	396t/年		





元 生 畜 第 1533 号  
令和 2 年 1 月 20 日

各地方農政局生産部長 殿  
北海道農政事務所生産経営産業部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛 乳 乳 製 品 課 長

牛乳等における異味異臭疑い事案の調査及び発生防止について（依頼）

これまで、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について、平成 30 年 5 月 14 日付け 30 生畜第 273 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「確保通知」という。）により、関係団体に依頼しているところです。

また、異味異臭疑い事案の調査について、平成 30 年 6 月 14 日付け 30 生畜第 501 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「調査通知」という。）により、貴局を通じて都道府県畜産主務課長に対し、衛生部局との連携、管内生産者への協力の呼びかけ及び原因の調査及びこれを踏まえた適切な対応を依頼しているところです。

今般、乳業者（乳処理施設）の所在地と異なる都道府県から供給された生乳（原料乳）を使用した牛乳において異味異臭疑い事案が発生し、原因として生産者（搾乳業者）において、生乳に飼養管理時の臭気に移行した可能性があることが報告されました（別添 1-1）。このほか、異臭を感じた市販牛乳から牛舎と関連する可能性のある原因物質を同定したという調査結果が報告されています（別添 1-2）。

これらの状況も踏まえ、異味異臭疑い事案の今後の発生防止を図るためには、関係者が連携し、生産者における飼養管理環境の改善や集乳業者、乳業者の生乳受入出荷及び製品検査体制の強化等により、衛生管理の向上を図るとともに、発生原因の速やかな調査・把握及び原因に応じた対応を行っていく必要があります。

つきましては、下記 1 について指導いただくとともに、2 について対応いただくよう、貴職から管内の都道府県の畜産主務課長に対し、依頼願います。

なお、当方から別添 2～4 のとおり、関係団体に依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1 衛生管理の徹底

確保通知に基づき生乳生産、集送乳及び乳処理時における衛生管理を徹底すること。また、乳業者は異味異臭疑い事案等乳業事故が生じた場合の関係機関

等（農林水産省、都道府県、関係団体）との迅速な情報共有を徹底すること。  
あわせて、今般報告された事案等を踏まえ以下について徹底すること。

（１）生乳生産段階

ア 畜舎・通路及び搾乳施設の換気に努め、特に、搾乳開始前の換気を徹底すること。また、冬季においては換気が不十分になりやすいため注意すること。

イ 畜舎・通路及び搾乳施設等の清掃、污水处理施設及び排せつ物処理施設等の適正管理に努めるとともに、牛体を清潔に保つこと。

ウ 搾乳機器の定期点検を行い、必要に応じて補修や消耗品の交換を行うこと。

エ 貯乳施設の乳温管理を適正に行うこと。

オ 飼養管理に当たっては、適切な飼料設計とともに給与する飼料の品質や成分を確認するなど、適正に行うこと。

カ 動物用医薬品や消毒剤等の使用に当たっては、用法用量を遵守するとともに、使用後は畜舎内に放置・廃棄せず適正に処理すること。

（２）集乳段階

生乳受入・出荷時の風味検査（官能検査）の実施に努めること。

（３）乳処理段階

風味検査（官能検査）について、生乳受入時のローリーごと、製品のロットごとの検査を徹底すること。

また、定期的に訓練を受けている検査員２名以上によるダブルチェックを実施するとともに、製品の検査においては前ロットとの比較を行う等質の高い官能検査体制を構築すること。

２ 異味異臭疑い事案の調査及び原因に応じた対応

異味異臭が生じているとの情報を把握した場合にあっては、調査通知に基づき衛生部局との連携した調査及び原因に応じた対応等に協力すること。

あわせて、今般報告された事案等を踏まえ、以下について対応すること。

（１）衛生部局における迅速な調査に協力するため、乳業者に係る調査についても必要な協力をを行い、迅速な状況把握と情報共有に努めること。

特に、当該事案の製品ロットに関係する乳業者、集乳業者、生産者等を迅速に把握し、情報共有に努めること。

（２）関係する乳業者、集乳業者、生産者等が異なる都道府県に存在する場合にあっては、関係する都道府県畜産主務課間で速やかに情報を共有し、連携して調査に協力すること。

（３）（１）及び（２）を円滑かつ速やかに進める観点から、異味異臭疑い事案に係る調査状況や対応について、衛生部局と連携の上、農林水産省生産局畜産部牛乳製品課に情報提供すること。

（４）発生原因が生乳に起因する可能性がある場合にあっては、再発防止のため、必要に応じ衛生部局とも連携の上、１に基づき衛生管理の徹底等を指導すること。

(別添 1 - 1)

### 今般発生した異味異臭疑い事案の調査結果概要

今般発生した異味異臭疑い事案の発生原因等についての衛生部局及び畜産部局の調査結果の概要は以下のとおり。

なお、乳処理業者（乳業者）、集乳関係業者、搾乳業者（生産者）は全て異なる県等に所在していたため、乳処理業者が所在する県等の依頼により、集乳関係業者、搾乳業者の所在県等において調査が実施された。

#### (1) 乳処理業者

- ・ 異味異臭の苦情品と同日に受け入れした原料乳（生乳）を使用した別の牛乳製品について、同様の異味異臭の苦情が寄せられていた。
- ・ 施設調査の結果、乳処理工程中における衛生管理の不備は認められなかった。
- ・ 一方、原料乳受入及び製品検査における官能試験について、状況に応じて1名で行うケースがあった。

#### (2) 集乳関係業者

- ・ 原料乳の輸送段階では、温度管理や衛生管理の不備は認められず、原料乳の衛生管理に悪影響を及ぼす可能性のある出来事も認められなかった。
- ・ 苦情品の原料乳と同日に出荷された原料乳の保存品について、後日集乳関係業者において官能試験を行ったところ一部検体から異味異臭が認められた。

#### (3) 搾乳業者

- ・ 集乳関係業者が（2）において異味異臭が認められた検体が含まれる原料乳を出荷した搾乳業者に立入調査を行ったところ、沈殿槽内及び排水管内に固形物の汚泥が蓄積しており、その状況での原乳サンプルの試飲で異臭を感じた。
- ・ 同搾乳業者から後日出荷された原料乳が乳処理業者での受入検査で風味異常が確認された。
- ・ 同業者の搾乳ロボットのある搾乳室には、沈殿槽に繋がる排水管の開口部があり、沈殿槽内の臭気が搾乳室内に逆流する可能性が考えられた。
- ・ 搾乳時に牛の乳頭に取り付ける器具（ライナー）は、装着時に空気が混入する可能性があった。
- ・ 搾乳業者が排水管及び沈殿槽清掃を行った結果、その後の出荷前検査及び乳処理業者での受入検査においては異常が認められなかった。

以上から、異味異臭の苦情の原因は原料乳にあると推定されたが、搾乳業者ごとに原料乳のサンプルが保存されていないこと等から原因の特定には至らなかった。

なお、製品の成分規格には適合しており、安全性には問題ないものと考えられた。

(別添 1 - 2)

異臭を感じた市販牛乳から牛舎と関連する可能性のある原因物質を同定したとする文献報告 (食品衛生学雑誌第 60 巻第 5 号 (2019 年 10 月))

異臭を感じた市販牛乳から、原因物質として 2-Iodo-4-methylphenol を同定したとする報告。

当該物質の発生源や牛乳への移行メカニズムについては今後の調査としつつも、牛舎で使用されているヨウ素系の消毒剤が発生源に関係している可能性について考察。

元 生 畜 第 1533 号  
令 和 2 年 1 月 20 日

第 1 号対象事業者 殿  
一般社団法人 中央酪農会議会長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛 乳 乳 製 品 課 長

牛乳等における異味異臭疑い事案の調査及び発生防止について（依頼）

これまで、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について、平成 30 年 5 月 14 日付け 30 生畜第 273 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「確保通知」という。）により、関係団体に依頼しているところです。

また、異味異臭疑い事案の調査について、平成 30 年 6 月 14 日付け 30 生畜第 501 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「調査通知」という。）により、衛生部局の調査に御協力いただくよう依頼しているところです。

今般、乳業者（乳処理施設）の所在地と異なる都道府県から供給された生乳（原料乳）を使用した牛乳において異味異臭疑い事案が発生し、原因として生産者（搾乳業者）において、生乳に飼養管理時の臭気移行した可能性があることが報告されました（別添 1-1）。このほか、異臭を感じた市販牛乳から牛舎と関連する可能性のある原因物質を同定したという調査結果が報告されています（別添 1-2）。

これらの状況も踏まえ、異味異臭疑い事案の今後の発生防止を図るためには、関係者が連携し、生産者における飼養管理環境の改善や集乳業者、乳業者の生乳受入出荷及び製品検査体制の強化等により、衛生管理の向上を図るとともに、発生原因の速やかな調査・把握及び原因に応じた対応を行っていく必要があります。

つきましては、下記について貴会会員又は生産者に対し御指導いただくとともに、対応いただきますようお願いいたします。

なお、当方から別添 2 のとおり、地方農政局等を通じ、都道府県畜産主務課に指導及び対応を依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1 衛生管理の徹底

確保通知に基づき生乳生産及び集送乳時における衛生管理を徹底すること。  
あわせて、今般報告された事案等を踏まえ以下について徹底すること。

(1) 生乳生産段階

ア 畜舎・通路及び搾乳施設の換気に努め、特に、搾乳開始前の換気を徹底すること。また、冬季においては換気が不十分になりやすいため注意すること。

イ 畜舎・通路及び搾乳施設等の清掃、汚水処理施設及び排せつ物処理施設等の適正管理に努めるとともに、牛体を清潔に保つこと。

ウ 搾乳機器の定期点検を行い、必要に応じて補修や消耗品の交換を行うこと。

エ 貯乳施設の乳温管理を適正に行うこと。

オ 飼養管理に当たっては、適切な飼料設計とともに給与する飼料の品質や成分を確認するなど、適正に行うこと。

カ 動物用医薬品や消毒剤等の使用に当たっては、用法用量を遵守するとともに、使用後は畜舎内に放置・廃棄せず適正に処理すること。

(2) 集乳段階

生乳受入・出荷時の風味検査（官能検査）の実施に努めること。

2 異味異臭疑い事案の調査への協力

調査通知に基づき衛生部局の異味異臭疑い事案についての調査に協力すること。



元 生 畜 第 1533 号  
令 和 2 年 1 月 20 日

一般社団法人日本乳業協会会長 殿  
全国農協乳業協会会長 殿  
全国乳業協同組合連合会会長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛 乳 乳 製 品 課 長

牛乳等における異味異臭疑い事案の調査及び発生防止について（依頼）

これまで、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について、平成 30 年 5 月 14 日付け 30 生畜第 273 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「確保通知」という。）により、関係団体に依頼しているところです。

また、異味異臭疑い事案の調査について、平成 30 年 6 月 14 日付け 30 生畜第 501 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「調査通知」という。）により、衛生部局の調査に御協力いただくよう依頼しているところです。

今般、乳業者（乳処理施設）の所在地と異なる都道府県から供給された生乳（原料乳）を使用した牛乳において異味異臭疑い事案が発生し、原因として生産者（搾乳業者）において、生乳に飼養管理時の臭気に移行した可能性があることが報告されました（別添 1－1）。このほか、異臭を感じた市販牛乳から牛舎と関連する可能性のある原因物質を同定したという調査結果が報告されています（別添 1－2）。

これらの状況も踏まえ、異味異臭疑い事案の今後の再発防止を図るためには、関係者が連携し、生産者における飼養管理環境の改善や集乳業者、乳業者の生乳受入出荷及び製品検査体制の強化等により、衛生管理の向上を図るとともに、発生原因の速やかな調査・把握及び原因に応じた対応を行っていく必要があります。

つきましては、下記について貴会会員に対し御指導いただきますようお願いいたします。

なお、当方から別添 2 のとおり、地方農政局等を通じ、都道府県畜産主務課に指導及び対応を依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1 衛生管理の徹底

確保通知に基づき、衛生管理及び異味異臭疑い事案等乳業事故が生じた場合の関係機関等（農林水産省、都道府県、関係団体）との迅速な情報共有を徹底

すること。

あわせて、今般報告された事案等を踏まえ、風味検査（官能検査）について、

- （１）生乳受入時のローリーごと、製品のロットごとの検査を徹底すること。
- （２）また、定期的に訓練を受けている検査員２名以上によるダブルチェックを実施するとともに、製品の検査においては前ロットとの比較を行う等質の高い官能検査体制を構築すること。

## 2 異味異臭疑い事案の調査への協力

調査通知に基づき衛生部局の異味異臭疑い事案についての調査に協力すること。

元 生 畜 第 1533 号  
令 和 2 年 1 月 20 日

一般社団法人 J ミルク 会長 殿

農林水産省生産局畜産部  
牛 乳 乳 製 品 課 長

牛乳等における異味異臭疑い事案の調査及び発生防止について（依頼）

これまで、牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について、平成 30 年 5 月 14 日付け 30 生畜第 273 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「確保通知」という。）により、関係団体に依頼しているところです。

また、異味異臭疑い事案の調査について、平成 30 年 6 月 14 日付け 30 生畜第 501 号農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知（以下「調査通知」という。）により、衛生部局の調査に御協力いただくよう依頼しているところです。

今般、乳業者（乳処理施設）の所在地と異なる都道府県から供給された生乳（原料乳）を使用した牛乳において異味異臭疑い事案が発生し、原因として生産者（搾乳業者）において、生乳に飼養管理時の臭気に移行した可能性があることが報告されました（別添 1-1）。このほか、異臭を感じた市販牛乳から牛舎と関連する可能性のある原因物質を同定したという調査結果が報告されています（別添 1-2）。

これらの状況も踏まえ、異味異臭疑い事案の今後の発生防止を図るためには、関係者が連携し、生産者における飼養管理環境の改善や集乳業者、乳業者の生乳受入出荷及び製品検査体制の強化等により、衛生管理の向上を図るとともに、発生原因の速やかな調査・把握及び原因に応じた対応を行っていく必要があります。

つきましては、下記について貴会会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、当方から別添 2 のとおり、地方農政局等を通じ、都道府県畜産主務課に指導及び対応を依頼していることを申し添えます。

## 記

### 1 衛生管理の徹底

確保通知に基づき生乳生産、集送乳及び乳処理時における衛生管理を徹底すること。また、乳業者は異味異臭疑い事案等乳業事故が生じた場合の関係機関等（農林水産省、都道府県、関係団体）との迅速な情報共有を徹底すること。

あわせて、今般報告された事案等を踏まえ以下について徹底すること。

(1) 生乳生産段階

ア 畜舎・通路及び搾乳施設の換気に努め、特に、搾乳開始前の換気を徹底すること。また、冬季においては換気が不十分になりやすいため注意すること。

イ 畜舎・通路及び搾乳施設等の清掃、汚水処理施設及び排せつ物処理施設等の適正管理に努めるとともに、牛体を清潔に保つこと。

ウ 搾乳機器の定期点検を行い、必要に応じて補修や消耗品の交換を行うこと。

エ 貯乳施設の乳温管理を適正に行うこと。

オ 飼養管理に当たっては、適切な飼料設計とともに給与する飼料の品質や成分を確認するなど、適正に行うこと。

カ 動物用医薬品や消毒剤等の使用に当たっては、用法用量を遵守するとともに、使用後は畜舎内に放置・廃棄せず適正に処理すること。

(2) 集乳段階

生乳受入・出荷時の風味検査（官能検査）の実施に努めること。

(3) 乳処理段階

風味検査（官能検査）について、生乳受入時のローリーごと、製品のロットごとの検査を徹底すること。

また、定期的に訓練を受けている検査員2名以上によるダブルチェックを実施するとともに、製品の検査においては前ロットとの比較を行う等質の高い官能検査体制を構築すること。

2 異味異臭疑い事案の調査への協力

調査通知に基づき衛生部局の異味異臭疑い事案についての調査に協力すること。